



宮 崎 県 公 報

平成22年 7 月 8 日（木曜日） 号外 第72号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第 456号の 2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第 438号の 2）を次のとおり変更する。

平成22年 7 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 438号の 2 の 1 の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 綾町大字南俣の一部（広沢）

イ 小林市野尻町紙屋の一部（太尾、仮屋谷、中水流、内神田、池ノ尾、下谷及び池ノ原）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 438号の 2 の 2 の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 綾町大字入野の一部（前平、北の園、平原、宮原、中袋、川原元及び小川筋）、大字北俣の一部（八町及び八町下）及び大字南俣の一部（森元）

イ 宮崎市高岡町飯田の一部（盛田、徳広、吐合、板ヶ八重、椎屋、西ヶ迫、早稲田、中迫、平八重、八割、松川、セリカ迫、長迫及び花立松）、高岡町内山の一部（上ノ丸、椿、南城寺、光神免、青木、榎畑、岩下、中ノ迫、踏切、用ノ丸、猿土、小谷、城及び尾払）及び高岡町五町の一部（餅田、白坂、北原田、深坪、樋渡、木場下及び長谷）

ウ 国富町大字八代北俣の一部（岩郷原、上郷原、下郷原、瀬戸上原、小原、永山原、上ノ迫、高尾、長参原、常喜寺堀、水戸堀、牛尾田、串木野、久木丸、池ノ尻、平田、大町、島廻、山下、横峯、向畑、北田、永山、西北田、荻ヶ迫、荻ヶ

内、炭床、井野、井野牟田、栗尾、諏訪ノ下、的ノ迫、若宮、井野原、平ノ下、若宮牟田、蟹平、上床、向原、塚ノ内、藤寺原、上床原、田久保、出口、元牧場、元地原、堀内、粉木原、馬登、新屋敷及び大迫）、大字八代南俣の一部（上ノ原、馬登、中野、中別府、山神川原、楠木迫、古木迫、川上迫、的野、押開、西迫、東迫、星ヶ平、川堀、栗巢、上野、牛ノ宮、園田、中尾、馬場南、井手ノ口、水流田、馬場北、新村、川上、宮田、白竹、堂ヶ迫、宮園、前畑、権現堀、大谷、東田、池平、口ノ坪、天神下、前田、新開、林ノ王、大坪、菱迫、岩下、井ノ水、押田及び廻尾）、大字深年の一部（境谷、上ノ原、兔田、後ノ迫、原田、大谷、観音瀬、前畑、寺ノ下、萩原、鳥越、神前、永迫、城ヶ下、大迫、桑水流、藤ヶ瀬、霧島原、寺原、割付、高田原、鬼島、山下、楠水、鳩峰、田原、西ヶ迫、中水流、白山田、柳田、住吉水流、佐土堀、横内、松ノ本、八町堀、小原山、竹下、割田、中畑、外上水流、中原、久保園、市ノ瀬、川原崎、柳ノ元及び馬渡）、大字須志田の一部（河内、宮田、山中、平ノ下、四ツ割、岩下、田中、田中ノ下、川後田、川原、久保田、脇藪、宮ノ元、梅木田、牛尾口、岩崎、野ノ下、スタノ木、宮ノ下、中洲、源財川原、垣内、内山ノ下、西ノ下、亀ノ甲、岩穴ノ前、前田、無田、下ノ原、タレカド、地藏ノ前、原ノ前、京塚、山木場、坂ノ上、松山、堅七堀、城元、石峯、坂ノ下、松木田、アブシ、山下、三蔵松、三角、榎木田、大瀬町、小松ノ下、虫神、花切、洗ノ口、石ノ元、岩下向、圃、圃ノ下、甘無田、米田、井手ノ神、助五郎、名給、松木川原、宮ノ前、中川原、井手の下、鍛冶附、市後水流及び淵脇）、大字森永の一部（西ノ原、池平、天神原、市ノ野、後平、瀬戸ノ元、宇戸ヶ迫、水の手、前平、大丸、二百田、灰焼、大鹿、樋松迫、山ノ田、井ノ迫、天ヶ谷、出水原、出水山、久保山、野中、梅木迫、上ノ藪、小路、室屋、平城、平城ノ下、大王ノ下、福山ノ下、福山、京出、久保島、寺ノ上、向ヶ原、櫻田、松ノ本、山口、須田ノ木、五反田、下越、大王免、大迫、佛飼免及び蔵源寺）、大字竹田の一部（後無田、山川、上ノ畑、今宮、西、政所及び西ノ前）及び大字向高の一部（中水流、政所、川久保、大坪、辻、上原及び茶木）

エ 西都市大字山田の一部（井出ヶ平、川原前、川原、瀬志子、屋敷田、仮屋田、下鶴、下水流、袋島、古川、前田、馬場田、大豆太郎、六田、下集、松木田、内之丸、迫間、東平田、西平田、宮田、堤川内、葉山、亀代、熊田、久保田、諏訪田、後川内、萬五郎、北ヶ迫、原屋敷、内田、柳木ヶ丸、杵右衛門田、開田、一位迫、奈良木、下島、上島、高橋、大迫

、高下、上重、鋒田、菅ヶ迫、小園、南迫、山神田、小山、松ヶ谷、切通、城越、鈴野、梨子木、中之谷、荒神田、小迫、後庵、吉田ヶ迫、小尻谷、立花、野口、池通、早稲田、堀切、柳木ヶ当、池ヶ迫、永迫、梅木谷、花切、牽牛迫、紺屋田、板ヶ迫及び駄良迫）、大字荒武の一部（八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、水落、今市山下、百堀、山口、清田、八幡田、園田及び延命寺原）、大字岩爪の一部（大丸及び和泉ヶ廻）、大字加勢の一部（鳥越、寺ノ下、踊迫、月中、外松原、平下、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻及び山下）、大字上三財の一部（板ヶ迫、淵ヶ迫、田中、霜月田、松木田、野下、六田、牧野、平山、宮前田、上宮、中嶋、法乗田、岩井谷、水手洗、浜ヶ谷、南谷、瀬戸、財谷、中ヶ原、堂ヶ迫、京田、小野前田、井手下、五反田、室別府田、金倉川原、金倉前田、雑敷、小野、名分、仮屋川原、二反榭、仁田脇前田、仁田脇、上中川原、元地原、中村下、中村、金倉、諏訪下、諏訪川原、門田下、上宮川原、門田前田、北水戸、諏訪牟田、諏訪、外原牟田、下外原、大將軍原、大原、西宝来、金倉上、町松及び常心原）及び大字下三財の一部（尾立下、月中、亀塚、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、前田、新開、山下、川久保、角地、下新田、北新田、上新田、高山、古城下、柳ヶ丸、小板ヶ廻、大板ヶ廻、松永廻、観音寺廻口、谷ノ口、芹田、小丸、岩下、内之丸、間田、中水流、中鶴、古川、長割、彼岸田、西牟田、外原牟田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷、外園、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、外原屋敷、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原一)